

## 県民の森における企業等による森林整備推進要領

(趣旨)

第1 この要領は、県民の森において、企業等の参加による森林整備などの活動を積極的に推進し、これらの活動を通じて県民の森の整備と多様な主体の交流を推進するため、実施方法等必要な事項を定める。

(対象とする活動の内容)

第2 この要領において、企業等による森林整備等の活動（以下「活動」という。）とは、県民の森において、企業等が行う次に掲げる活動をいう。

- (1) 森林整備（森林整備、環境保全、関連施設の整備・維持補修等）
- (2) 森林・環境教育（森林・林業体験、自然環境教育等）
- (3) その他（(1)又は(2)に属さない森林体験活動）

(実施主体の要件)

第3 第2の各号に掲げる活動を行う企業等（以下実施主体という。）は、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 企業等の目的、運営等に関する規約があり、代表者を有していること。
- (2) 企業等の意思を決定し、責任ある活動を実施する体制が確立していること。  
また、活動経験、研修受講等により、活動に必要な知識・技術を有していること。
- (3) 活動の目的が特定の者の利益に資するものとはならないこと。
- (4) 企業等の活動が、県民の森を管轄する地域振興局及び県民の森の所在市町村と連携して行われるものとし、地域の林業振興や活性化に寄与していること。

(申請・承認等)

第4 実施主体は、次により申請するものとする。

- (1) 実施主体は、あらかじめ県民の森を管轄する地域振興局長（以下「局長」という。）及び県民の森の所在市町村長（以下「所在市町村長」という。）と活動の内容等について調整を行い、「県民の森森林整備申請書」（様式1）を所在市町村長の意見書（様式2）を添えて局長に提出するものとする。
- (2) 局長は、前項の申請書を受理したときは、意見を付して林務部長へ進達するものとする。
- (3) 林務部長は、第1項の申請書の記載内容等を審査し、実施主体としての適否、計画区域の適否、活動の構想等を勘案の上、使用を相当と認める場合は、その結果を申請者に通知（様式3）するものとする。
- (4) 林務部長は、前項の計画区域の適否判断にあたり、県民の森の管理・運営上への影響、活動の場としての安全性、希少動植物の生息・生育状況等を考慮し承認するもの

とする。

また、必要に応じて活動内容、活動区域等を限定して承認することができるものとする。

(協定の締結等)

第5 活動にあたって知事は、実施主体との間において、下記により協定を締結するものとする。

#### 1 協定の締結

(1) 協定は、目的、所在地、面積、安全確保の措置、活動経費の負担、立木竹等の所有権等の権利、山火事防止等の措置等について記すものとし、別紙の協定書を標準とし、締結する。

(2) 協定の有効期間は、5年以内で、実施主体と協議して決定するものとする。

#### 2 協定の破棄

知事は、次に示す場合は、協定を破棄することができるものとする。

この場合、知事は、事前に実施主体と連絡調整を図るものとする。

(1) 法令等に違反する行為があった場合

(2) 区域の全部又は一部を公共用、公用又は公益的事業の用に供する必要が生じた場合。

(3) 県民の森の管理・運営に支障を及ぼすものと認められる場合

(4) 活動目的以外の使用、その他活動計画の内容に反する行為があった場合

(5) その他必要が生じた場合

#### 3 協定の破棄による損失

実施主体は、協定の破棄により損失が生じた場合、これを請求しないものとする。

#### 4 協定の通知

林務部長は、協定を締結したときは、協定書の写しを付して局長に通知する。

また、協定を破棄したときは、その理由を記載した書面(様式4)により実施主体に通知するとともに、その写しを付して局長に通知する。

(活動の実施)

第6 実施主体は、協定に基づき相互の連携・協力のもと適切な連絡調整に努めるとともに、活動の実施にあたっては次によるものとする。

#### 1 活動の実施

(1) 局長は、実施主体にあらかじめ「全体活動計画書」(様式5)を提出させ、必要な調整を行うものとする。

(2) 局長は、毎年度の活動の実施にあたり、実施主体に「年間活動計画書」(様式6)をあらかじめ提出させ、責任者の名称、入林者予定数、活動内容、入林期間等を連絡させ、必要な調整を行うとともに活動を行う際は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

また、局長は、実施主体が年度中で活動内容を著しく変更しようとする場合には、あらかじめ連絡させ、調整を行い、必要に応じて「年間活動変更計画書」を提出させるものとする。

- (3) 局長は、毎年度の活動終了後、実施主体に「年間活動実績報告書」(様式7)により速やかに報告させるとともに、必要により跡地確認(様式8)を行うものとする。

また、年度末までに活動実績を取りまとめ林務部長に報告するものとする。

- (4) 実施主体は、使用の中止、使用期間の満了または協定の破棄等により使用を終了したときには「県民の森森林整備終了届」(様式9)を局長に提出し確認を受けるものとする。
- (5) 活動の実施に要する経費は、実施主体が負担するものとする。
- (6) 活動にあたり他法令で定める手続きが必要な場合は、実施主体が行うものとする。

## 2 留意事項

- (1) 実施主体は、活動における参加者等の安全について、責任を持って確保するとともに、事故防止、保険加入等の措置を講じるものとし、活動に伴い発生した事故について、林務部長は一切の責任を負わないものとする。
- (2) 活動の実施にあたっては、山火事の防止等に万全を期すため、活動区域での焚き火や、煙草の吸殻の投げ捨て、ゴミ等の持込みを禁止するものとする。
- (3) 活動区域への入林は、原則として徒歩で車道、歩道を通行するものとする。
- (4) 実施主体は、活動にあたって県民の森内の巡視員の指示に従うものとする。

(立木竹等の所有権等の権利)

第7 実施主体は、植栽、保育等の作業や施設の整備等により生じる全ての権利を有しないものとする。

ただし、あらかじめ林務部長が、活動の目的達成のために間伐材等の持出しを協定等により認める場合は、この限りでない。

(法令の遵守)

第8 実施主体は、活動の対象となる県民の森に係る法令等の規定を遵守するものとする。

(活動の円滑な実施への協力)

第9 林務部長及び局長は、活動が円滑に実施されるよう、以下に掲げる事項について、実施主体に協力するよう努めるものとする。

(1) 活動計画策定に当たりの助言

(2) 要請に応じた道具の使い方、その他の技術指導

2 林務部長及び局長は、活動が行われる県民の森の巡視員と連携し、事故防止に万全を期するものとし、必要に応じて所在市町村長に協力を依頼するものとする。

## 第 10 活動記録の整備

林務部長は、森林整備活動等の実績を整理保管するものとする。

### 附則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。